

奥積雅彦（総務省統計研究研修所教官）

【参考】旧統計法の公布までの経緯²

日本国憲法公布に際しての政府声明と統計制度の整備

1 はじめに

昭和21年（1946年）11月、日本国憲法公布に際しての政府声明において統計制度の整備について謳われていますので、本稿では、その内容を紹介します。

2 日本国憲法公布に際しての政府声明

日本国憲法の公布日（11月3日）の翌日、政府は「新憲法の公布を機とし、その精神の普及徹底を期すると共に、教育、文化、経済等に関し政府の抱懐する当面の施策の基本を宣明し、之が実現に付国民諸君の協力を要請する」という声明を発表しました。そこには、(1) 新憲法の普及徹底、(2) 教育制度の刷新、(3) 行政機構・公務員制度並びにその運営の改革、(4) 地方自治の確立、(5) 産業経済の再建、(6) 労働問題の解決及び民生の安定の6項目が挙げられています。

3 日本国憲法公布に際しての政府声明で謳われた統計制度の整備

日本国憲法公布に際しての政府声明（【別記】参照）において、①教育制度の刷新、②産業経済の再建、③労働問題の解決及び民生の安定に関しては、当面直ちに実施し、又は実施の準備に着手する事項が示され、②の産業経済の再建に関する事項として、統計制度の整備が謳われました。その部分の内容は次のとおりです。

○日本国憲法公布に際しての政府声明（昭和21年11月4日）（統計関係抜粋）¹

政府声明

…（略）…

以上の諸政策の基本に基き、教育制度の刷新、産業経済の再建、労働問題の解決及び民生安定に関し、当面直ちに実施し、又は実施の準備に着手する事項を示せば、左の如くである。

…（略）…

第一、教育制度の刷新に関する事項


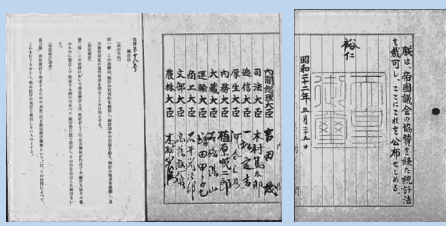
…（略）…

第二、産業経済の再建に関する事項

一、統計制度の整備

- 1、統計に関する基本法規の制定
- 2、統計の企画及び実施に関する官庁組織の刷新強化
- 3、統計体系の整備及び統計の利用の普及

（以下略）

昭和21年	<p>7.19 閣議了解により、内閣に「統計制度改善に関する委員会」が置かれる（8月24日に第1回会議が開かれる）</p> <p>10.21 統計制度改善に関する委員会第2回総会で「統計制度改善に関する件」を決定し、内閣総理大臣に答申する</p> <p>11.3 日本国憲法公布</p>  <p>【画像】：国立公文書館デジタルアーカイブ</p> <p>11.4 「日本国憲法公布に際しての政府声明」が発せられ、統計制度の整備が謳われる</p> <p>11.22 「統計制度改善に関する緊急処置要綱」が閣議で了解される</p> <p>12.22 米国第1次統計使節団が来日する（団長、統計基準部長ライス、副団長、統計基準部次長スタッフ）</p> <p>12.28「統計委員会官制」が公布、施行され、内閣に統計委員会が設置され、事務局が置かれる</p>
昭和22年	<p>1.11 米国第1次統計使節団長ライスが「日本の統計組織に関する第一報告書」を総司令部へ提出する</p> <p>3.26 統計法が公布される（5月1日施行）</p>  <p>【画像】：国立公文書館デジタルアーカイブ</p>

4 統計制度改善に関する委員会委員長に東京大学の内兵衛教授を任命

昭和21年（1946年）8月、内閣に「統計制度改善に関する委員会」が設置されました。吉田茂首相は、委員長に東京大学の

¹ 「日本国憲法公布に際しての政府声明」（「内閣制度百年史下巻」294頁）、【参考】原議：「日本国憲法公布せられたるに当り政府声明案」（国立公文書館デジタルアーカイブ）参照

² 【参考資料】総務省統計局統計基準部「統計審議会50年の歩み」

大内兵衛教授を任命しました。これに関連するエピソードは、統計図書館コラム【人物編】No.0011「高野岩三郎」に所収の「戦後日本の統計制度再建はここから始まった！」で紹介していますので、そちらを参照してください。

5 雑感

日本国憲法が公布され、日本が新たな時代に向かうに際し、国民に協力を要請する政府声明の中で統計制度の整備が謳われていることは、統計が国家の統治にとっていかに大切であるかをうかがい知ることができるように思います。

(日本国憲法の公布日に寄せて)

【別記】日本国憲法公布に際しての政府声明（昭和21年11月4日）（抜粋）

政府声明

再建日本の基礎法典たる日本国憲法は十一月三日公布せられ、来春五月を期して実施せらる運びとなった。真に、我々国民の均しく感激に堪へぬ處である。想へば我が国民は過去一年間荊棘（けいし）の道を歩みつつも民主主義国家建設の理想に向つて一步一步努力を続け来つた（きたつた）。然し乍ら（しかしながら）、永年因習に捉はれ、軍国主義的指導に馴致（じゆんち）されて来たわが国民が、名実俱（とも）に民主主義的平和国家を完成し、その文化と経済とを以て世界の進展に貢献するの域に達するのは、尚容易な業ではない。

新しい憲法を貫く理想は民主主義の実現に在る。之が為には、国民の一人一人が、自己の人格を完成し、個性を十分に発揮しつつ、然も社会のため、人類のために、責任を自覚して潤達に行動し得るやうにならなければならない。而して斯かる国民各自の人格の完成のためには、教育制度の刷新強化と相並んで国民生活の経済的基礎が確立されることを必要とする。之なくしては、平和国家の再建と国民文化の向上は望み得ないからである。敗戦の廢墟の中から立上り、この崇高な目標を目指して一路邁進しなければならぬ。国民全部が打って丸となり、高度に道義心を振起し、言ふべきことは言ひ、聴くべきことは聴き、相互に研鑽を重ね信頼を深め、積極的な気魄（きぼく）を以つて、援け（たすけ）合つて行くことこそその為の途である。

政府は今般の議会の協賛を経た予算や法律を施行するに当つても、又今後に於ける諸般の政策の樹立実行に方（あた）つても、右の指針に則り、常に世論に聴き、国民諸君の支持の下に總（あら）ゆる努力を傾ける所存である。茲（ここ）に、新憲法の公布を機とし、その精神の普及徹底を期すると共に、教育、文化、経済等に関し政府の抱懐する当面の施策の基本を宣明し、之が実現に付国民諸君の協力を要請するものである。

第一、新憲法の普及徹底

…（略）…

第二、教育制度の刷新

…（略）…

第三、行政機構、公務員制度並びにその運営の改革

…（略）…

第四、地方自治の確立

…（略）…

第五、産業経済の再建

…（略）…

第六、労働問題の解決及び民生の安定

…（略）…

政府は、以上の諸方策を逐次断行せんとするものであるが、何れに付ても、真に民主的な方法に於て之を遂行せんとするものである。即ち、飽く迄も議会を通じて示さるゝ国民最高の意思に従ふと共に、各種の委員会等によつて施策の遂行に遺憾なきを期せんとするものである。従つて、凡そ、その根本に於て強制と暴力に立脚し、破壊を事とし、一部少数者の独裁的指導より出づるものは、断乎（断固）として之を排斥する

ものであり、治安の維持については格段の努力を払ふ所存である。日本国民の真の幸福は、民主主義の確立によつてのみ達成せられる。新憲法に表現せられた健全な民主主義こそ、日本を再建し、国民生活の向上と人類福祉の進展とに寄与せしめる唯一の途たることを、政府は、確信するものである。

以上の諸政策の基本に基き、教育制度の刷新、産業経済の再建、労働問題の解決及び民生安定に関し、当面直ちに実施し、又は実施の準備に着手する事項を示せば、左の如くである。

第一、教育制度の刷新に関する事項

…（略）…

第二、産業経済の再建に関する事項

一、統計制度の整備

1、統計に関する基本法規の制定

2、統計の企画及び実施に関する官庁組織の刷新強化

3、統計体系の整備及び統計の利用の普及

二、国民食糧の供給確保

…（略）…

三、基本的国内産業の開発強化

…（略）…

四、通信及び輸送力の増強

…（略）…

五、インフレーションの防止

…（略）…

第三、労働問題の解決及び民生の安定に関する事項

一、労働対策の確立

…（略）…

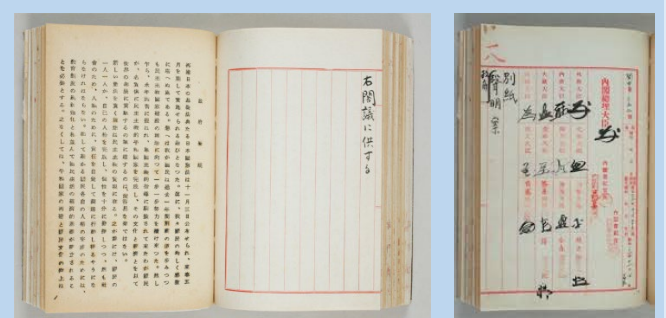
二、失業問題の解決

…（略）…

三、生活保障体系の確立

…（略）…

○日本国憲法公布に際しての政府声明に係る文書（抜粋）



【画像】国立公文書館HP

【あとがき】

日本国憲法公布に際しての政府声明の総論部分を改めて読むと、民主主義をベースとした「未来への希望」というキーワードが底流にあるように思います。

ちなみに、国立国会図書館HP「史料にみる日本の近代」（第5章 新日本の建設 > a. 終戦と占領 > 終戦の解放感）において、吉田茂直筆の書簡が掲載されており、その中で「…軍なる政治の癌切開除去、政界明朗国民道義昂揚、外交自ら一新可致、加之科学振興、米資招致により而財界立直り、遂に帝国の真情（原文ママ）一段と発揮するに至らば、此敗戦必らずしも悪からず。」³と…吉田茂は、敗戦を「未来への希望」の契機ととらえていたように感じます。

そして、未来への希望には、今後とも未来をひらく道しるべとなる統計が必須であると改めて認識し、この政府声明の奥深さを感じました（当然、筆者の個人的見解です。）。

³ <https://www.ndl.go.jp/modern/cha5/description01.html>